

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西目屋村長 桑田 豊昭

市町村名 (市町村コード)	西目屋村 (02343)
地域名 (地域内農業集落名)	大秋・白沢地区 (大秋集落、白沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 8月26日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手農家候補者数は村の中で最も多い地域だが、地域内農家の約60%が65歳以上であり、高齢化が進んでいるため後継者となりうる若年農家の掘り起こしや育成が必要。</li> <li>・農地に向かうための農道や作業道、排水溝等の整備が不十分であり、ほ場も小規模で不整形な農地が多いため作業効率が悪い。</li> <li>・農地の周辺は山林に囲まれているため鳥獣被害が絶えず、農家の生産意欲の低下が見られる。</li> <li>・当地区が主な産地となっているそばについては、天候に左右され、収量の減少に悩まされることが多い。そのため、そばだけでなく、大豆の作付けにも注力し、「白神そば」と「目屋豆腐」の二本柱を軸に据えることとし、作付面積の比率を調整、検討する必要がある。</li> </ul> <p>(8月26日に挙げられた意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そばを二期作で作り、大豆の有機栽培により収量増加、付加価値の向上に取り組みたい。それらができた後に、小麦などの違う土地利用作物に取り組んだ方が良くと思われる。</li> <li>・法人による交付金を頂いての大規模作付が基軸となっており、減額となると地域経営基盤がますます弱体化されることが危ぶまれる。</li> <li>・一部の零細水田密集地については、地権者間で話し合いが進めば基盤整備を検討したい。</li> <li>・大豆引き受け地については明渠など排水対策が法人の責務だが、そばについては排水対策の実施は個々人の管理に留まっており、この管理体制の違いがハードルとなっている。</li> <li>・果樹については現状他者の面積まで引き受けられる状況には無いと思われる。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。</li> <li>・作業効率の向上及び国の事業を活用した計画的なスマート農機等の農業機械の導入や新たな担い手の確保・育成を図る。</li> <li>・条件の良いほ場を取捨選択し、排水対策等を講じても単収が上がらない農地については新規作物の導入を検討していく。</li> <li>・りんごをはじめとする果樹栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。</li> </ul>
---

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	148.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

村内農地の受け皿として営農している農事組合法人にしめやや認定農業者等の担い手への集積・集約化を目指しつつ、交付金・補助金制度を活用しながら適地適作を選別し、中長期的に安定した経営基盤体制を目指す。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を段階的に農地バンクに貸し付けし、経営意向と営農状況を見ながら将来的に担い手への集約化を図る。担い手が病気やケガ等の事情で営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、別の経営体への貸付けがスムーズに行えるよう手続きと相互の相談体制を構築する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内農業者からの要望を踏まえた上で、農地中間管理機構関連農地整備事業等の活用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJAほか関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、水稲防除作業は西目屋村水稲防除協議会に継続して委託するとともに、転作作物は農事組合法人にしめやへの集約を進めながら遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ・地区の立地特性を活かした産地化を検討する。
- ・鳥獣被害対策については、村や関係機関と連携を取りながら被害防止に努める。
- ・所得向上を図るため、有機大豆への取り組みを推進する。
- ・りんごをはじめとする果樹栽培については、品種構成の見直しによる生産方式の合理化を図るとともに、改植事業等を積極的に活用し、高品質、単収向上を併せて図る。
- ・担い手が減少する中で、作業効率の向上、作業負担の軽減を図るため、スマート農業を推進する。